

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

平成29年4月からの 敬老優待乗車証のご案内



札幌市

2 敬老優待乗車証の申請方法

- ①対象となる方には、70歳に到達する誕生月のおよそ3カ月前(市外から転入された方は、転入月の翌月以降)に敬老ICカード交付申請案内が住民登録のある住所に届きます。
- ②申請案内に同封の申請ハガキ(黄色のハガキ)に必要事項を記入し、ポストに投函します。
※申請の際は、同封されている申請案内をよくお読みください。

3 敬老優待乗車証の利用方法

- ①申請していただいた方の住民登録のある住所に敬老ICカード・利用者負担金納付書が届きます。※申請していただいてから敬老ICカードと納付書が届くまでに2~3カ月程度かかります。
- ②敬老ICカードと利用者負担金納付書、利用者負担金を札幌市内の郵便局(簡易郵便局を除く)にお持ちください。
※代理の方が手続きをされる場合は上記の他に、利用者負担金納付書に同封されている委任状が必要となります。
※委任状の記載方法については、同封されている案内文をご確認ください。
- ③郵便局で必要な利用者負担金を支払うと、負担金に応じて、敬老ICカードにポイントがチャージされます。
- ④敬老ICカードにポイントをチャージした状態で、対象交通機関のICカード読み取り部分に敬老ICカードを押し当てて(タッチ)ください。
- ⑤対象交通機関の乗車料金分のポイントが敬老ICカードから引き去られます。
※夕鉄バス・ばんけいバスについては、敬老ICカードはご利用できません。別途、専用の敬老乗車券(回数券)の交付を受ける手続きが必要です。
詳しくは、「4 夕鉄バス・ばんけいバスをご利用の方」をご参照ください。

4 夕鉄バス・ばんけいバスをご利用の方 敬老ICカードの交付を受け、以下の手続きをしてください。

- ①「3 敬老優待乗車証の利用方法」の①~③の手続きを行ってください。
- ②郵便局で、必要な敬老乗車券の冊数を申し込んでください。
※敬老乗車券は、1冊で10,000円分の乗車にご利用いただけます。
- ③チャージされたポイントから、申し込んだ敬老乗車券1冊につき、10,000円分が引き去られます。
- ④翌営業日以降、申し込んだ冊数の敬老乗車券が区役所からご自宅に郵送されますので、対象交通機関でご利用ください。※郵便局の窓口で敬老乗車券を受取ることはできません。



1 敬老優待乗車証交付制度について

●敬老優待乗車証交付制度とは

札幌市では、本市にお住まいの70歳以上の方を対象に、外出を支援し、明るく豊かな老後の生活の充実を図るため、市内各対象交通機関を利用できる「敬老優待乗車証」をご希望される方に有料で交付しています。

●敬老優待乗車証を利用できる対象交通機関

乗車証は利用できる対象交通機関によって下記の2種類があります。

敬老ICカード

市電、地下鉄、ジェイ・アールバス、
じょうてつバス、中央バス

※敬老優待乗車証の乗車カード(磁気カード)は平成29年4月30日を期限として、それ以降の交付を終了いたします。



敬老乗車券
夕鉄バス、
ばんけいバス



●利用者負担金およびチャージ(入金)額

敬老優待乗車証をご利用いただくには、利用者負担金をお支払いいただき、対象交通機関で利用できるポイント(利用額)を敬老ICカードにチャージ(入金)する必要があります。チャージは、同一年度内において、上限70,000円に達するまで、10,000円単位で随時申し込むことができます。

利用者負担金の支払いは、利用者負担金納付書にて行います。

利用者負担金納付書は8枚つづり(表紙1枚、納付書7枚)で、それぞれの納付書に①～⑦までの番号が記入されており、番号順に使います。利用者負担金およびチャージ額については、以下のとおりです。

※ご利用方法については、「**3**敬老優待乗車証のご利用方法」をご覧ください。

※夕鉄バス・ばんけいバスをご利用の方は、「**4**夕鉄バス・ばんけいバスをご利用の方」をご覧ください。



利用者負担金およびチャージ額

納付書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
利用者負担金 (年間累計利用者負担金)	1,000円 (1,000円)	2,000円 (3,000円)	3,000円 (6,000円)	2,000円 (8,000円)	2,000円 (10,000円)	3,500円 (13,500円)	3,500円 (17,000円)
チャージ額 (年間累計チャージ額)	10,000円 (10,000円)	10,000円 (20,000円)	10,000円 (30,000円)	10,000円 (40,000円)	10,000円 (50,000円)	10,000円 (60,000円)	10,000円 (70,000円)

●平成29年4月以降に市外から転入される方、または平成29年4月以降に新たに70歳の誕生日を迎える方

転入した月または新たに70歳の誕生日を迎えた月によって、利用上限額が異なります。右記表をご確認ください。

なお、転入月または誕生日以降、札幌市内にお住まいのままであれば、次年度以降の利用上限額は70,000円となります。

転入月又は70歳の誕生日	利用上限額
4月～5月	70,000円
6月～7月	60,000円
8月～9月	50,000円
10月～11月	40,000円
12月～1月	30,000円
2月～3月	20,000円

5 その他

●有効期限

敬老ICカード内にチャージしたポイントには有効期限がありません。
また、敬老乗車券(回数券)についても有効期限はありません。
翌年以降も継続してご利用いただくことができます。

納付書の
有効期限は、
毎年翌3月末
まで

●利用者負担金納付書

毎年4月上旬に敬老ICカードをお持ちの方に対して、利用者負担金納付書が届きます。敬老ICカードへのチャージは、毎年4月に送付される利用者負担金納付書でお支払いください。



利用者負担金納付書

●再交付

敬老ICカードが紛失、破損等により使えない状態になった場合、再交付を受けることができますが、再交付費用500円の支払いが必要です。
再交付手順は、次のとおりです。

敬老ICカード再交付の手順

- お住まいの区の区役所
 - 地下鉄駅の窓口
- いずれかにて再交付申込。

①お住まいの区の区役所、または地下鉄駅窓口で再交付申込をしてください。(再交付申込をされると、交付済の敬老ICカードが利用停止となります)

再交付費用の納入通知書で500円を支払い、領収書を受取る。

②翌日以降に、ご自宅に再交付費用500円の納入通知書が郵送されますので、金融機関にてお支払いください。

領収書等を区役所へ持参すると敬老ICカードが再交付。

③金融機関でお支払いいただいた際の領収書、本人確認書類、印鑑をお住まいの区の区役所にご持参いただくと、カード残高等を引き継いだ新しい敬老ICカードが再交付されます。

※敬老ICカードの故障が原因である場合には、再交付費用500円が免除となる場合がありますので、詳しくは、再交付申込の際にお住まいの区の区役所か地下鉄駅窓口にご相談ください。

再交付したカードには、再交付申込をした時点のカード残額が引き継がれます。

※再交付申込をすると、紛失・破損等した敬老ICカードは利用できなくなります。

このため、申込後に敬老ICカードが見つかった場合も、再交付費用のお支払いが必要となります。

※再交付申込は、ご本人が直接窓口にお越しいただく必要があります。

●返還

敬老ICカードおよび敬老乗車券は、利用者が敬老優待乗車証の対象外になった場合(市外に転居する場合等)のみ、返還できます。返還していただいた方には、敬老ICカード内の残額と敬老乗車券の残額に応じた利用者負担金を返還いたします。

お問
合わせ先

●札幌市コールセンター 011-222-4894

●札幌市高齢保健福祉部高齢福祉課 011-211-2976

●札幌市各区役所給付事務係

中央区 011-205-3303 北区 011-757-2463 東区 011-741-2462
白石区 011-861-2448 厚別区 011-895-2478 豊平区 011-822-2454
清田区 011-889-2040 南区 011-582-4742 西区 011-641-6944
手稲区 011-681-2491



さっぽろ市
02-F03-16-1824
28-2-1077